

令和8年 松阪市障害福祉サービス等利用の手引き（主な追記・変更等）

頁	令和8年版
11 【改訂】	「介護サービス移行フローチャート 松阪市版」の一部改訂
20 【追記】	D サービス提供に係る注意点 1. 居宅介護の提供 (4) ヘルパーの家族（利用者）に対する訪問系サービス提供 (5) 別居家族によるサービス提供
24 【追記】	F 二人派遣について <u>二人派遣（2名のヘルパーが同一利用者に対して同時に協力して提供）は、主に身体介護の場面において、以下のいずれかに該当する場合に認められます。</u>
47 【追記】	(8) 一般就労中の就労系サービスの利用について
68 【追記】	(注1) 既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、支給の期間内であるときは、提出不要。
70 【追記】	2. 支給決定全般に係る事項 (1) サービス終了月について また、計画相談支援について、複数のサービス利用がある場合は、支給決定期間の最長のサービスに終了月を合わせて設定しています。
88 【変更】	※1 ハイリスク世帯とは ① 主たる介護者が高齡又は緊急的な入院が必要と見込まれる方
89 【追記】	第7章 障害者虐待の防止について